

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月24日
【会社名】	株式会社サトー（旧会社名 サトーホールディングス株式会社）
【英訳名】	SATO CORPORATION（旧英訳名 SATO HOLDINGS CORPORATION）
	（注）2025年4月1日付で、会社名及び英訳名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 グループCEO 小沼 宏行
【最高財務責任者の役職氏名】	上席執行役員 CFO兼財務本部長 益子 統
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦三丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社サトー ビジネスプラザ （埼玉県さいたま市大宮区大成町一丁目207番地） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長執行役員グループCEO小沼宏行及び上席執行役員 CFO兼財務本部長益子統は、当社の第75期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が、金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。